

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年5月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500031 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500001 号

## 第 1 結論

平成 18 年 7 月から平成 22 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 7 月から平成 22 年 6 月まで

私は、平成 17 年以降は夫婦二人分の国民年金保険料の全額免除申請を行った。私の夫の記録は、平成 19 年 7 月から平成 22 年 6 月までの期間について、保険料全額免除期間となっているものの、私の記録は未納期間とされていることに納得できない。

免除申請を行った場所や方法は覚えていないが、自宅に国民年金保険料免除申請書が届いていれば、それを提出したはずなので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の全額免除申請を行ったと主張しているが、免除申請を行った場所、申請方法及び申請回数についての記憶が定かではなく、請求期間の免除申請に係る具体的な陳述を得ることができない。

また、請求者は、請求期間を含む平成 17 年以降の期間については、夫婦二人分の免除申請を同時に行った旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者及び請求者の夫の請求期間直後の期間である平成 22 年度（平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの期間）及び平成 23 年度（平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月までの期間）の保険料全額免除期間の申請年月日はそれぞれ異なっていることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間において居住していた A 市及び同市を管轄する B 年金事務所に照会したところ、同市及び同年金事務所は、国民年金保険料免除申請書の受付状況に係る資料は保存期間経過により保管されていない旨回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の免除申請がなされたことを確認することができない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。